

# こころの健康相談のお知らせ

郡山市保健所では、精神面に悩みを持つ方、精神障がいまたはその疑いのある方及び家族の方等の相談を行っております。

精神科医師と臨床心理士の相談は予約が必要です。精神保健福祉士の電話相談は毎週水曜日となっており、予約不要です。その他、保健師等が随時相談に応じていますので、お気軽にご利用ください。なお、精神科医師と臨床心理士の相談については市民の方おひとりにつき原則1回の利用となります。

## 精神科医師による相談

日時：裏面カレンダーのとおり  
水…13時半～15時半  
金…14時～16時  
(予約制)  
場所：郡山市保健所  
1階 相談室  
料金：無料

## 臨床心理士による相談

日時：裏面カレンダーのとおり  
14時～16時  
(予約制)  
場所：郡山市保健所  
1階 相談室  
料金：無料

## 精神保健福祉士による電話相談

日時：原則として水曜日  
(祝日を除く)  
9時～16時

専用ダイヤル：024-924-5560

こころまあるく



<お問合せ先>

郡山市保健所 保健・感染症課

電話 924-2163

(郡山市朝日2丁目15-1)

# 令和4年度 こころの健康相談カレンダー

○・・・精神科医（予約制）

△・・・臨床心理士（予約制）

■・・・精神保健福祉士電話相談

2022年4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	△12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	○22	23
24	25	26	27	28	29	30

2022年5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	○6	7
8	9	△10	11	12	13	14
15	△16	17	18	△19	○20	21
22	23	△24	25	26	27	28
29	30	31				

2022年6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	△7	8	9	○10	11
12	13	△14	15	16	17	18
19	20	21	○22	23	24	25
26	27	△28	29	30		

2022年7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	○8	9
10	11	△12	13	14	15	16
17	18	△19	20	21	22	23
24	25	△26	○27	28	29	30
31						

2022年8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	△2	3	4	5	6
7	8	9	○10	11	12	13
14	15	16	17	△18	19	20
21	22	23	○24	25	26	27
28	29	△30	31			

2022年9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	△6	○7	8	9	10
11	12	△13	14	15	16	17
18	19	△20	21	22	23	24
25	26	27	○28	29	30	

2022年10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	△4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	○14	15
16	17	△18	19	20	21	22
23	24	25	○26	27	28	29
30	31					

2022年11月						
日	月	火	水	木	金	土
		△1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	○11	12
13	14	△15	16	17	18	19
20	21	△22	23	24	25	26
27	28	29	○30			

2022年12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	△6	7	8	○9	10
11	12	△13	14	15	16	17
18	19	△20	○21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2023年1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	○13	14
15	16	△17	18	19	20	21
22	23	△24	○25	26	27	28
29	30	31				

2023年2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	△7	8	9	○10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	△21	○22	23	24	25
26	27	28				

2023年3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	△7	8	9	10	11
12	13	△14	15	16	17	18
19	20	△21	○22	23	24	25
26	27	△28	29	30	31	

※祝日法などの改正により祝日や休日の一部変更になる場合があります。